

技術的基準チェックリスト(駐車場法)

駐車場の名称		チェック日		年 月 日	
駐車場の位置		特定路外駐車場の届出の有無			
項 目		判定した根拠 (施設の有無や距離等)		適合:○ 不適合:× 該当無し:－	備考
① 駐車場の出入口を設けてはいけない場所(駐車場法施行令第7条)					
(1)道路交通法第44条関係					
(1)-1 交差点及び側端から5m以内 (国土交通大臣が認めた場合は可能)					
(1)-2 まがりかどから5m以内					
(1)-3 横断歩道又は自転車横断帯及び前後の側端から それぞれ前後に5m以内					
(1)-4 安全地帯の左側部分及び当該部分の側端から それぞれ前後に10m以内					
(1)-5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を 表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内					
(1)-6 踏切及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内					
(1)-7 トンネル、坂の頂上付近、軌道敷内 (トンネルは国土交通大臣が認めた場合は可能)					
(2) 横断歩道橋(地下横断歩道)の昇降口から5m以内					
(3) 下記施設の出入口から20m以内の道路					
小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、 幼保連携型認定こども園、義務教育学校					
知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、 情緒障害児短期治療施設					
児童公園、児童遊園、児童館					
(4) 橋(国土交通大臣が認めた場合は可能)					
(5) 幅員が6m未満の道路					
(6) 縦断勾配が10%を超える道路					
② 自動車交通に配慮(駐車場法施行令第7条)					
(1) 駐車マスの面積が6, 000 ㎡以上であるか				該当する場合は○を記入	
(駐車マスの面積が6, 000 ㎡以上である時) 出口と入口を分離し間隔を10m以上にする					
(2) 自動車の回転を容易にするために必要がある場合は出入口にすみ切りをしなければ ならない(切取長さは1. 5m以上)					
(3) 出口付近の構造は2m後退した車路の中心線上1. 4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できるようにすること 自動二輪専用の場合は1. 3m後退した車路の中心線上1. 4mの高さにおいて、 左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できるようにすること					
(4) 前面道路が2以上ある場合 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設ける (歩行者の通行に著しい支障を及ぼす等特別の理由がある場合はこの限りではない)					
③ 車路(駐車場法施行令第8条)					
(1) 自動車					
幅員5. 5m以上一方通行の場合は3. 5m以上					
料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路:2. 75m以上					
(2) 自動二輪					
自動二輪車専用車路の場合は3.5m以上一方通行の場合は2. 25m以上					
料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路:1. 75m以上					
④ 建築物である場合					
(1) 建築物であるか(建築物でない場合は⑤へ)				該当する場合は○を記入	
(2) 車路(駐車場法施行令第8条)					
はり下の高さは2. 3m以上とすること					
屈曲部は内のり半径を5m以上とすること (自動二輪車専用車路の場合は3. 0m以上)					
傾斜部縦断勾配は17%を超えない					
斜面部の路面は粗面とし滑りにくい材料で仕上げること					
(3) 駐車する部分の高さ(駐車場法施行令第9条)					
はり下の高さは2. 1m以上とすること					
(4) 避難階段(駐車場法施行令第10条)					
直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、またはこれに変わる設備を設けなければならない					
(5) 防火区画(駐車場法施行令第11条)					
給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は当該施設と駐車場を耐火構造の壁または特定防火設備により区画する					
(6) 換気装置(駐車場法施行令第12条)					
内部の空気を床面積1㎡につき1時間に14㎡以上直接外気と交換する能力のある装置を設けなければならない(開口部がある場合その面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合はこの限りではない)					
(7) 照明装置(駐車場法施行令第13条)					
車路の路面 10ルクス以上					
駐車部分の床面 2ルクス以上					
(8) 警報装置(駐車場法施行令第14条)					
自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置する					
⑤ 特殊な装置「大臣認定制度」(駐車場法施行令第15条)					
(1) 機械式駐車装置を用いる場合、建設大臣が技術的基準(施行令第7条～14条)に定める構造または設備と同等以上の効力が認められる場合これらの基準を適用しない					